別記３

**小規模特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全**

**及び災害の発生の防止に関する計画書**

施工期間 自 許可日

至 　　年　　　月　　　日

事業者

**１　小規模特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全に関する計画**

【指針】

|  |  |
| --- | --- |
| 粉じんの飛散防止対策 | 小規模特定事業区域が「大気汚染防止法」に基づく一般粉じん発生施設に該当する場合は、当該施設の管理に関する基準に適合すること。 |
| 騒音防止対策  振動防止対策 | １　土砂等を搬入する時間帯及び埋立て等の作業を行う時間帯は、原則として、日曜日・  祝日及び年末年始を除く日の午前７時から午後７時までとすること。  ２　小規模特定事業区域内で行う作業が「騒音規制法」又は「群馬県の生活環境を保全  する条例」に基づく特定建設作業に該当する場合は、これらの法令に基づく騒音の規  制基準に適合すること。  ３　小規模特定事業区域の周辺の地域における騒音の大きさが、騒音に係る環境基準に  適合すること。  ４　小規模特定事業区域内で行う作業が「振動規制法」又は「群馬県の生活環境を保全  する条例」に基づく特定建設作業に該当する場合は、これらの法令に基づく振動の規  制基準に適合すること。  ５　土砂等を搬入する事業者及びその搬入車両の運転者に対し、小規模特定事業区域の  周辺の住宅地内を通行する際は徐行するよう要請すること。  ６　土砂等を搬入する事業者及びその搬入車両の運転者に対し、過積載を行わないよう  要請すること。 |
| 交通安全対策 | １　小規模特定事業区域から公道への土砂等の撒き出しを防止すること。  ２　土砂等の搬入路が通学路に当たる場合は、沼田市教育委員会と協議の上、搬入の時  間帯を調整すること。  ３　搬入路の幅員等の状況により、交通事故の発生が懸念される場合は、交通誘導員の  配置や交通安全施設の設置等の措置を講ずること。 |
| 周辺住民の安全対策 | １　埋立て等区域に、人がみだりに立ち入ることを防止するためのさく等を設けるこ  と。  ２　小規模特定事業区域の出入口は、原則として1 箇所とし、作業終了後は施錠する  こと。 |
| その他 | 土砂等を搬入する事業者及びその搬入車両の運転者に対し、規則で定められている車両の表示を行うよう要請すること。 |

**２　小規模特定事業区域の災害の発生の防止に関する計画**

【指針】

|  |  |
| --- | --- |
| 緊急連絡体制の整備 | 災害の発生が切迫し、又は災害が発生した場合に備えて、関係者及び関係行政機関との緊急連絡体制を整備するとともに，その内容を作業従事者等に十分周知徹底すること。 |
| 災害の発生を防止するための応急対策 | 災害の予兆が認められるときは、次のような応急措置を講じること。  １　地割れ（クラック）が生じたときは、ビニールシートで覆うなどして雨水の浸透  を防ぐ。  ２　法面が崩壊したときは、応急的に柵工を施工し、法面の安定を図る。  　（下図「柵工施工図」参照）  ３　雨水や湧水により法面が浸食されたときは、必要な箇所に排水施設を設置する。 |

